平成２８年（フ）第３００８号
大阪市平野区長吉長原東３丁目１番71号301
債務者　白石　美華（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８７号
栃木県鹿沼市見野217番地
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７８号
東京都八王子市叶谷町1083番地１エステート八木101号
債務者　寒河江　敏
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３０号
静岡県袋井市久能1644番地の５プリーマ久能101号室、前住所静岡県袋井市新池3113番地の２
債務者　キクチ　アメリア　スナエ
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
静岡県磐田市東新町１丁目５番８－204号、前住所静岡県袋井市新池3113番地の２
債務者　菊地サンデルレイこと　キクチ　フェレイラ　サンデルレイ
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目18番15号
債務者　熊谷百合子（旧姓浦）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５号
横浜市青葉区鴨志田町814番地７　ラハイナウェブレットＡ－３
債務者　大野　　繁
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
横浜市青葉区鴨志田町814番地７　ラハイナウェブレットＡ－３
債務者　大野八重子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８４号
神奈川県藤沢市大庭5558番地の14ディアコート大庭104
債務者　松田　隆幸
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５９０号
神奈川県藤沢市石川５丁目31番地の11　石川マンション301号室
債務者　米良　洋次
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５９１号
神奈川県藤沢市石川５丁目31番地の11　石川マンション301号室
債務者　米良亜矢子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９７号
神奈川県綾瀬市大上９丁目20番８号　チバハイツ101
債務者　大熊ふじ子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７号
愛知県西尾市戸ケ崎３丁目11番地８　ビューラー藤２棟101号室
債務者　米岡　　恵
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１９３号
大阪市東淀川区東中島１丁目18番31－501号、前住所福岡市博多区浦田２丁目12番10－207号
債務者　鮎川　太氣
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１５号
東京都調布市上石原３丁目49番地１コスモ・ザ・パークス調布多摩川1404
債務者　夜差　睦代
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部